

**「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域」(案)に関する  
意見募集の結果及び県の考え方について**

No	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱い
1	<p>山間部すべてが特定盛土等規制区域になるのはどうなのでしょう。</p> <p>人家等がないエリアは規制区域から除外してもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>国の示した基本方針においては、「盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要」と示されており、当該方針に基づき検討しています。</p> <p>県内の建物の分布状況や地形等を勘案すると、災害が発生する危険性のない区域はないとの判断から、県民の生命・財産を守るため広く規制区域に指定することとしました。</p>	
2	<p>平坦部(農地含む)まで規制をかける必要はあるのでしょうか。必要な部分だけを規制すれば良いのではないのでしょうか。</p>	<p>特定盛土等規制区域は「市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について指定するもの」とされており、人家等が無い区域であっても、地形の条件等から盛土等が行われることによる危険性を勘案し、特定盛土等規制区域に指定することとしました。</p> <p>農地等がある平坦部についても、人が活動すること、農地等の財産があること、規制をしなかった場合に危険な盛土が持ち込まれる可能性があること等を勘案しまして、規制区域に指定することとしました。</p>	<p>補足 説明</p>

3	<p>宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域は規制内容に差があり、土地の評価や売買価格等に影響が出ることも考えられるため、線引きの理由・根拠をわかりやすく示して、県民の理解を得ることを望みます。</p>	<p>国の示した基本方針においては、宅地造成等工事規制区域は「市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定するもの」、特定盛土等規制区域は「市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について指定するもの」とされており、県内全域を対象に区域指定のための基礎調査を進めて参りました。</p> <p>また、同方針では、「盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要」であるとも示されており、当該方針に基づき検討しています。</p> <p>基礎調査による建物の分布状況や地形等を勘案すると、県民の生命・財産を守るため県内全域をいずれかの規制区域に指定することが望ましいと判断しました。</p> <p>区域指定の理由や根拠に限らず、盛土規制法の主旨や制度等も含め、今後も周知、啓発を進めて参ります。</p>	補足説明
4	<p>県内全域を規制区域とする案は、県民の暮らしの安全が守られるという意味で、良いと思います。</p> <p>熊本市の区域は熊本市が指定するとなっておりますが、指定の考え方など調整はされているのでしょうか。</p> <p>特に、境界付近の整合性がとれているのか等が気になります。</p>	<p>規制区域を指定するにあたっては、熊本市と区域指定の考え方等について協議を進めて参りました。</p> <p>なお、熊本市との境界付近については、区域指定の考え方や区域の連続性等も含め、調整を行っています。</p>	補足説明
5	<p>市町村など地元の意見は反映されているのでしょうか。</p>	<p>規制区域の範囲を決めるにあたっては、市町村に規制区域を指定する主旨や規制対象等について説明を行い、理解をいただきながら意見交換を進め、規制区域案を作成しました。</p> <p>規制区域の指定にあたっては、盛土規制法に従い改めて市町村に対する意見の聴取を行ったうえで、規制区域を指定して参ります。</p>	補足説明

6	<p>災害が多く発生している現状で安全を確保する取組みは必要だと思うが、区域が指定されると、宅地化する土地の造成ができなくなったり、難しくなったりするのか。</p>	<p>盛土規制法は、盛土等の安全性を高め、災害を防止することを目的としており、土地の造成を禁止するものではありません。</p> <p>規制区域が指定されますと、一定の規模以上の土地の形質を変更する行為や、一時的に土石を堆積する行為は、技術的基準等に基づいて施工していただくため、事前に県知事（熊本市は熊本市長）に対して許可申請や届出が必要となります。</p> <p>安全を確保するための取組みとなりますので、ご理解をお願いします。</p>	補足説明
7	<p>無許可、無届出の危険な盛土が行われることを防止するため、県内全ての地域を規制区域に指定することにする案は、賢明な判断だと思います。</p> <p>ただ、熊本県は多くの県と接しており、県域を越えた土砂の移動も想定されることから、隣接県と連携して違法な盛土を防止する仕組み作りを構築されることを望みます。</p>	<p>今回の区域は、許可権者が異なる福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び熊本市の4県1市と接していますので、規制区域を設定するにあたって、協議を進めて参りました。</p> <p>違法な盛土や危険な盛土を防止する仕組み作りについても、引き続き九州各県市とも意見交換を行いながら、隙間のない対策を講じていけるよう努めて参ります。</p>	参考
8	<p>山間部まで規制区域に指定することになっているようですが、農地や土捨て場も対象になるのでしょうか。</p>	<p>盛土規制法は、宅地や森林、農地等の土地の用途に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制する法律として施行されました。</p> <p>そのため、農地や、山間部に土砂を処分する行為も対象となります。</p>	その他
9	<p>すでに造成しているところに新たな規制がかかるのか。</p>	<p>規制区域に指定された後は、既に造成された土地に対しても法の規制が適用されることとなります。</p> <p>新規の盛土等とは異なり、既存の盛土等に対して全ての技術的基準等が適用されるわけではありませんが、土地所有者等は土地を常時安全な状態に維持するよう努めることとされていますので、危険な盛土等と判断される場合は、盛土規制法に基づき、立入検査や災害の防止のため必要な措置を講ずることの勧告、改善命令を行う対象となります。</p>	その他

10	<p>擁壁を設置する場合や宅地造成を行う場合は、建築基準法の手続きや、都市計画法の開発許可が必要となっているが、盛土規制法の運用が始まった場合、手続き負担がおおきくなるということとなるのでしょうか。</p>	<p>盛土規制法が適用されると、都市計画法第29条に基づく開発許可については、盛土規制法に基づく許可や届出を行ったこととみなされますので、別途申請等は必要ありません。</p> <p>擁壁を設置する場合は、建築基準法第6条に基づく建築確認を受ける必要がありますが、盛土規制法の許可を受けたものについては、建築確認が不要となります。</p>	その他
11	<p>公共工事で発生する残土処理は、国発注の工事は、土捨場は指定されております。</p> <p>県発注工事においても、発注者の責任で捨土場所の指定・確保をお願いします。</p> <p>また、市町村への指導もお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり公共工事で発生する残土の処理は、建設発生土の最終搬出先確認義務化が求められています。</p> <p>そのため、県発注工事においては、特記仕様書で捨土先を指定しています。</p> <p>市町村に対しても捨土先の指定を行うよう周知して参ります。</p>	その他